

生徒心得

本校の生徒心得を以下のように定める。

1. 登下校

- (1) 予鈴前に登校すること。
- (2) 欠席の場合には理由を記入して保護者押印の上、HR担任に届け出ること。
ただし、1週間以上の場合は医師の診断書を添えること。
- (3) 自転車以外の車両通学を禁止する。
- (4) 登校後の外出は事前にHR担任に届け出てすること。
- (5) 早退する場合にはHR担任に届け出てすること。
- (6) 放課後は所定の下校時までには下校すること。もし、特別居残りの必要がある場合は、該当教師に理由、氏名を申し出て許可を受けること。
- (7) 部活動などで休日に登校する場合は、事前に部顧問などに許可を受け、当日も顧問などの指示に従うこと。下校の際も同じ。
- (8) 遅刻した場合は、当日その理由をHR担任に申し出ること。
- (9) 欠課する場合は、教科担任に届け出てすること。

2. 服装

- (1) 服装は下記規定を遵守すること。又、加工することを一切禁止する。

① 冬季服装規定（冬季は4月1日から5月31日までと10月1日から3月31日まで）

- (ア) 男子生徒は以下のものを着用する。

ダークネイビー詰め襟蛇腹飾りヘリボン柄学生服（襟に襟章をつける）

ダークネイビーヘリボン柄ズボン

長袖白ワイシャツ

- (イ) 女子生徒は以下のものを着用する。

ダークネイビー蛇腹飾りヘリボン柄セーラー襟ブレザー

無地風ウインドペン柄スカート又はダークネイビーヘリボン柄女子スラックス

本校指定校章刺繍入り長袖白ブラウス

ワイン・紺ストライプリボンタイ

濃紺ハイソックス（ワンポイント可）

- (ウ) 寒い日は学生服、ブレザーの下にベスト、セーターを着用しても良いが、着用の場合は本校指定のものとする。

- (エ) コート

スクールコート、ダッフルコート、Pコートとする。色は濃紺又は黒が望ましい。

② 夏季服装規定（夏季は6月1日から9月30日まで、）

- (ア) 男子生徒は以下のものを着用する。

パールピンクボタンダウン半袖シャツ

ダークネイビーヘリボン柄ズボン

- (イ) 女子生徒は以下のものを着用する。
本校指定校章刺繍入りパールピンク半袖ブラウス
本校指定ベスト
ピンクライン入りチェック柄スカート又はグレー無地女子スラックス
濃紺ハイソックス（ワンポイント可）

(ウ) セーター、ベストは本校指定のものとする。

(a) 男子ベスト（自由購入品）

グレイッシュピンクライン入りダークネイビーVネックベスト

(b) 女子ベスト（必ず購入し、着用すること）

ダークネイビーライン入りグレイッシュピンクVネックベスト又は

ダークネイビーライン入りダークネイビーVネックベスト

(c) セーター（男女兼用）（自由購入品）

ダークネイビーVネック 左胸に水色で校章の刺繍入り

(2) 靴・ベルト

特に定めはないが派手なものを避け、高校生らしいものを着用すること。黒系が望ましい。

(3) その他

男子長袖白ワイシャツ、男子ソックス、女子濃紺ハイソックス等は華美にならないよう高校生らしいものを着用し、それ以外は本校指定のものを着用する。

③次のように夏季、冬季の制服移行期間を設ける。移行期間については学生服・ブレザーを着用しなくても良い。ただし、女子についてはベストを着用すること。

・夏季移行期間 5月30日の2週間前月曜から後2週間金曜日まで

・冬季移行期間 9月30日の2週間前月曜から後2週間金曜日まで

3. 服装・頭髪について

(1) 髪の毛の加工は禁止する。

(例) 染髪、脱色、パーマ、アイロン、複雑な編み込み、モヒカン刈り等

*頭髪については調整後、生活指導部で確認を受けること。

(2) 頭髪についてはくせ毛の者は入学時に届けを出す。

(新入生招集日等で生活指導部にて確認する)

(3) マニキュア、化粧は禁止する。

(4) ピアス、指輪、ネックレス等は禁止する。

(5) その他高校生としてふさわしくない服装・頭髪は禁止する。

(6) 頭髪・服装指導に関しては、基本的に朝の校門立ち番指導・HRで行うなど定期的に検査を行う。また、治らない場合は生活指導部指導とする。

4. 所持品

(1) 所持品には必ず学年、組、氏名を明記すること。

(2) 学校生活に不必要な物品、特に余分な金銭は持参しないこと。

- (3) 校則違反及び軽度な反・非社会行為に結びつく所持品については、特別指導の対象となる。(例 喫煙器具、ギャンブル遊具、風俗的に問題の物品、酒類など)

5. 定期考査

- (1) 出席番号順に着席し、机と机の間隔はできるだけ大きくとること。教師の指示なくして座席の変更ならびに机の移動は禁ずる。
- (2) 机の上には、筆記用具、出題者が許可した物以外置かないこと。(筆箱類、下敷きは禁止) 下敷等は教師の点検許可を得て使用すること。
- (3) 机の中は空にし、考査中不必要な所持品はすべて教室、各自椅子の下にまとめて置くこと。
- (4) 考査中は一切の物品の貸し借りや会話をしないこと。
- (5) 考査中の退室は認めない。ただし、トイレ等で退出する場合は問題、解答用紙を回収の上許可し、以後は受験させない。
- (6) 考査中不正行為をしたものは、以後その期の考査を受けさせない。また、その考査期間中の全教科を0点とする。

6. 集会行事・掲示

- (1) 学校内で行う集会行事は、学校の授業及び場所使用上支障のないように行うこと。ただし、その際には責任者を定め、生活指導部に届け出ること。
- (2) 集会行事終了後は、使用場所の整頓、戸締り、火気に特に注意の上、関係職員に届けること。
- (3) 学校内に掲示する場合は、生活指導部の指示の元に生徒会執行部に届けて所定の場所に責任者の氏名を明記して行うこと。責任者は掲示の所要期間(原則として1週間)が過ぎたら、必ず取り外すこと。なお、掲示板の管理は生徒会が行う。
- (4) 金銭物品を徴収する場合には、必ず関係職員の許可を得ること。
- (5) 備品の使用は必ず関係教諭の許可を得て、終わった際には届け出ること。

7. 遵守事項

- (1) 定められた制服を着用する。
- (2) 登下校に際して下履きは、サンダル、草履、下駄、ハイヒール類は禁止。
- (3) 遅刻、早退、欠席をしない。
- (4) 登校後の外出は原則的に禁止する。
- (5) 校内履きは、指定された上履きを使用する。
- (6) 頭髪は見苦しくなく清潔にしておく。
- (7) 他人の物品を無断で使用することを禁止する。
- (8) 授業中に授業を妨害する行為は禁止する。
- (9) 授業中は携帯電話、ゲーム機器等電子機器の電源を切り使用しない。
- (10) 学校に貴重品及び他人に迷惑を掛けるような物品は持ってこない。
- (11) 風俗的に問題の物品、雑誌類は学校に持ってこない。
- (12) 法律により18歳未満の者が禁止されている遊技類は使用してはならない。

(13) 立ち入り禁止区域への立ち入りを禁止する。

8. 禁止事項

(1) 悪質な反社会行為

(2) 反社会行為

(3) 校則違反及び軽度な反・非社会的行為

※これらの行為に違反した生徒は、特別指導を行う。

9. 自転車通学の心得

(1) 自転車通学を行う者は別紙「自転車通学届け」に所定の事項を記入し学校に届けなければならない。なお、オートバイ、自動車による通学は禁止する。

(2) 自転車通学者は、下記の事項を厳守しなければならない。

① 校内用ラベルを自転車後部の確認しやすい場所に貼り付けすること。

② 車体は、必ず学校に届け出たものを使用し、整備点検を十分に行うこと。

③ 交通法規を厳守し、事故防止と安全運転につとめ、危険な乗り方や2人乗り以上をしてはならない。

④ 車体は、必ず所定の駐輪場に置き、鍵を掛けること。

⑤ 登下校時以外に、自転車に乗車しないこと。また、校内の通行は所定の通路を利用すること。

⑥ 次の各場合は、担任、生活指導部に届け出ること。

(ア) 車体を交換した場合

(イ) 自転車通学をやめる場合

(ウ) 自転車が盗難にあったと思われる場合、及びいたずらされた場合

10. アルバイトについて

(1) 原則として禁止する。ただし、学年会での審議を経てアルバイトを認める。

(2) 許可をする場合、担任から保護者及び生徒への指導事項として次の点を定める。

① 職種：日常の学校生活に支障をきたさず、安全と思われる職種

② 時間：日常の学校生活に支障をきたさない範囲とする。また、考査期間中及び1週間前は禁止とする。

(3) 無許可でアルバイトをした生徒についての指導は「学年指導」とする。ただし、次のいずれかひとつ以上に該当する場合は謹慎とする。

① 居酒屋等の酒場、マージャン・パチンコ店等の遊技場、競輪、競馬等の公営競技場及び風俗営業に関わる業種での勤務。

② 午後10時から午前5時までの時間帯における勤務。

(4) アルバイトは金銭の授受に伴い、その点において単なる手伝いと区別される。自宅、親戚にかかわるアルバイトについても原則的に上記と同様の扱いとする。なお、保護者の監督責任において行われる手伝いについては、問題としない。ただし、法律等により立ち入ることを禁止されている場所においては、手伝いといえども禁止する。

1 1 . その他

- (1) 取得物、遺失物はただちに生活指導部へ届けること。
- (2) 校内における諸掲示、放送には常に注意すること。
- (3) 校舎樹木、その他校有物を破損したときは、直ちに生活指導部へ届け出ること。
- (4) 外来者との面会は、やむを得ざる場合を除き、HR担任に届け出て、授業時間外に行うこと。
- (5) 本人及び同居人又は付近に伝染病発生の際は直ちに生活指導部に届け出て、その指示を受けること。
- (6) 生徒間の物品の売買を絶対にしないこと。
- (7) 次の項目に該当する生徒は速やかに書類提出の手続きをとること。
欠席・遅刻・早退・忌引・公欠・アルバイト・見学・異装・旅行 等
- (8) 必要に応じて、生活指導部を中心に全職員による昼の立ち番指導を行う。
- (9) 3年生に関して自由選択科目を選択していない生徒は、授業に支障のないよう部活動（自主練習）や課題実習を行うことができる。